

## 令和4年度定期監査（後期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和4年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月28日

江別市監査委員 中村 秀春  
江別市監査委員 相馬 芳佳

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
郷土資料館 参事（セラミックアートセンター事業担当） R4. 11. 10監査 R4. 12. 8報告	【契約事務について】 契約事務のうち「元江別9遺跡発掘調査簡易水道敷設工事」において、契約管財課長の決裁が必要など郷土資料館長までの決裁で終えて契約を締結していることから、今後は江別市事務専決規程を遵守し、適切な事務処理に努められたい。	【措置済み】 本件は、江別市事務専決規程の理解及び決裁区分の確認が不十分だったために生じたものであり、今後はこのようなことがないように、契約事務に当たっては、前例等に従って漫然と処理することなく、個別の案件ごとに必ず関係法令等を確認し、適切な処理を行うよう館職員全員に指導を徹底しました。
スポーツ課 参事（高校総体推進担当） R4. 11. 17監査 R5. 2. 3報告	【補助金交付事務について】 補助金交付事務のうち江別市スポーツ合宿施設使用料補助金において、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは切り捨てるとしているが、切捨てを行わずに交付額を決定したことにより、交付額が過大となっているほか、次長の決裁が必要など課長までの決裁で終えて交付額の確定等を行っていることから、今後は江別市スポーツ合宿誘致推進事業実施要綱等の法令を遵守し、適切な補助金交付事務の執行に努められたい。	【措置済み】 令和3年度の江別市スポーツ合宿施設使用料補助金交付事務において、20円の過大交付があったことから、当該団体に返還を求め、令和5年1月19日付で返還があったことを確認しております。 事務執行に当たっては、課内で情報を共有するとともに、江別市スポーツ合宿誘致推進事業実施要綱及び江別市事務専決規程等を遵守し、十分な確認を行うよう指導を徹底しました。今後は適切な事務の執行に努めてまいります。
戸籍住民課 R4. 12. 15監査 R5. 3. 29報告	【負担金支出事務について】 市民交流施設運営に係る負担金支出事務において、支出すべき金額に1円未満の端数が生じたときの算定を規定と異なる方法で行っ	【措置済み】 市民交流施設運営に係る負担金について、市民交流施設運営協議会設立及び運営に関する協定書に規定された算定方法で端数の再計算を行い、令和5年2月13日に精算を完了しました。

	<p>たことにより、支出額が過大となっているほか、負担金支出の対象となっていない経費について支出を行っていることから、今後は市民交流施設運営協議会設立及び運営に関する協定書を遵守し、適切な負担金支出事務の執行に努められたい。</p>	<p>また、市民交流施設運営協議会は、負担金支出の対象となっていない事務局費用等の経費を対象とするため、市民交流施設運営協議会総会に変更協定案を提出しました。</p> <p>今後は、市民交流施設運営協議会設立及び運営に関する協定書を遵守し、適切な負担金支出事務の執行に努めてまいります。</p>
--	--	---

揭示期限：令和5年5月12日